

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第62号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号イ中「別記第5号様式の1から別記第5号様式の2まで」を「別記第5号様式から別記第5号様式の3まで」に改める。

第49条第1項中「及び第86条の4の2第3項」及び「、条例第86条の4の3第3項の規定による申告は別記第75号様式の4の2、条例第86条の4の4第3項の規定による申告は別記第75号様式の4の3、条例第86条の4の5第3項の規定による申告は別記第75号様式の4の4、条例第86条の5第3項の規定による申告は別記第75号様式の5、条例第86条の6第3項の規定による申告は別記第75号様式の6、条例第86条の7第4項の規定による申告は別記第75号様式の7」を削り、「別記第75号様式の8」を「別記第75号様式の5」に、「別記第75号様式の9」を「別記第75号様式の6」に改め、同条第2項中「、第86条の4の2第2項、第86条の4の3第2項、第86条の4の4第2項、第86条の4の5第2項、第86条の5第2項、第86条の6第2項、第86条の7第3項」を削り、「及び」を「又は」に改める。

第50条第2項中「、第86条の4の2第5項、第86条の4の3第5項、第86条の4の4第5項、第86条の4の5第5項、第86条の5第5項、第86条の6第5項、第86条の7第6項」を削り、「及び」を「又は」に改める。

第89条第1項中「第98条」を「第92条の4、第98条、第125条の2」に、「及び第179条の規定によって」を「又は第179条の規定により」に改め、同項第1号中「又は居所」を「若しくは居所又は所在地」に改める。

第91条第1号中「又は居所」を「若しくは居所又は所在地」に

改める。

別記第5号様式の1から別記第5号様式の2までを削り、別記第4号様式の次に次の3様式を加える。

第5号様式（第5条関係）

過誤納金還付（充当）通知書

年度	通知番号
----	------

下記の金額をお返しします。
お受取の方法は、右の送金通知書（銀行振込通知書）をご覧ください。

記

円	= 過誤納金等の額合計① + 還付加算金の額合計② - 未納徴収金への充当額合計③
---	---

（過誤納金等の額明細）

税目 科目							
課税番号又は登録番号							
年度及び期別							
納付（納入）すべき額							
納付（納入）した額							
過誤納金等の額							
還付加算金の額							
還付する理由							
発生年月日							
	① 過誤納金等の額合計＝						
	② 還付加算金の額合計＝						

（未納徴収金への充当額明細）

税目 科目							
課税番号又は登録番号							
年度及び期別							
充当額							
充当後の未納額							
充当適状年月日							
	③ 未納徴収金への充当額合計＝						

あなたが納められた県税が過誤納等となりましたので、過誤納金等及び還付加算金を上記のとおり還付（充当）します。

年 月 日

県税事務所長 印

（裏面）

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式の2（第5条関係）

年度 通知番号

過納税金還付（充当）通知書

下記の金額をお返しします。
お受取の方法は、右の送金通知書（銀行振込通知書）をご覧ください。

円 = 過納税金等の額合計①+還付加算金の額合計②
- 未納徴収金への充当額合計③

あなたが納められた県税が過納等となりましたので、過納税金等及び
還付加算金を上記のとおり還付（充当）します。

年 月 日
県税事務所長 関

（過納税金等の額明細）

税目 科目	課税番号又は登録番号 年度及び期別	納付（納入）すべき額	納付（納入）した額	過納税金等の額	還付加算金の額	還付する理由 発生年月日
合計			①	②		

（未納徴収金への充当額明細）

税目 科目						
課税番号又は登録番号 年度及び期別						
充当額						
充当後の未納額						
充当適状年月日						
				③ 未納徴収金への充当額合計＝		

（裏面）

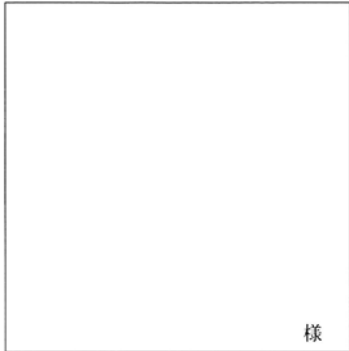
（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
- 2 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出するようにしてください。
- 3 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式の3 (第5条関係)

自動車税 減額 過誤納金還付 (充当) 通知書

(裏面をよく読んでください。)



先に課税しました自動車税の税額を地方税法第 条第 項の規定により減額しましたので、過誤納金及び還付加算金を還付 (充当) します。

年 月 日

県税事務所長 印

登録番号		年度	
内 訳	当初税額 ①		円
	減額した税額 ②		円
	決定税額 ①-②=③		円
減額した理由			
事由発生年月日		年 月 日	

	税額	延滞金	合計	納付年月日
納付した額 ④	円	円	円	年 月 日
納付すべき額 ⑤				
過誤納金の額 ④-⑤=⑥				
還付加算金の額 ⑦				
充当額 ⑧				
還付額 ⑥+⑦-⑧=⑨				

充当内訳書	税目	年度	課税番号又は登録番号	課税区分	実績年月日	徴収金区分	充当額	充当適状年月日

(裏面)

- 減額通知書は、運輸支局での自動車の抹消登録手続等により、①の当初税額が③の決定税額 (月割) に変更になったことをお知らせするものです (地方税法第150条第2項)。
- 過誤納金還付 (充当) 通知書は、納め過ぎとなっている税金をお返すること又は未納となっている他の徴収金に充当したことをお知らせするものです (地方税法第17条の2第5項)。
- お返する金額は⑨の額、充当した金額は⑧の額で、内訳は、充当内訳書のとおりです。

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書 (正副2通) は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。) 提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第68号様式の2及び別記第69号様式を次のように改める。

第68号様式の2（第44条の2関係）



年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）

氏名（名称）



電話番号

住宅取得に係る不動産取得税課税標準特例規定
住宅用土地取得に係る不動産取得税減額規定 適用申告書

高知県税条例第 条第 項の規定により、下記のとおり申告します。

記

1 （取得した・取得する予定の）住宅

所在地		家屋番号	種類	構造	床面積
					m ²
取得年月日	登記年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名		取得の方法	着工年月日
年 月 日	年 月 日				年 月 日
認定長期優良住宅の該当の有無（新築の場合のみ）					有 ・ 無
サービス付き高齢者向け住宅の該当の有無（新築の場合のみ）					有 ・ 無
取得価額	円	該当する規定	高知県税条例第 条第 項		

2 （取得した・取得する予定の）住宅用土地

所在		地番	地目	地積	住宅用となる部分の地積
				m ²	m ²
取得年月日	登記年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名			取得の方法
年 月 日	年 月 日				
取得価額	円	該当する規定	高知県税条例第 条第 項第 号		

3 高知県税条例第75条の2第3項又は第83条第2項の既存住宅に該当する事由

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

（裏面）

- 注 1 住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例を受けようとする場合は、1欄の「取得した」を○で囲んでください。
- 2 住宅用土地の取得に係る不動産取得税の減額を受けようとする場合
- (1) 土地を取得した後住宅を取得しようとするときは、1欄の「取得する予定の」及び2欄の「取得した」を○で囲み、1欄の「取得年月日」は「取得予定年月日」と、「登記年月日」は「登記予定年月日」と、「取得価額」は「取得予定価額」と読み替えてください。
- (2) 住宅を取得した後土地を取得しようとするときは、1欄の「取得した」及び2欄の「取得する予定の」を○で囲み、2欄の「取得年月日」は「取得予定年月日」と、「登記年月日」は「登記予定年月日」と、「取得価額」は「取得予定価額」と読み替えてください。
- (3) 住宅と土地とを同時に取得したとき又は住宅若しくは土地を取得した後当該住宅若しくは土地に係るこの申告をするまでにそれぞれ土地若しくは住宅を取得したときは、1欄及び2欄の「取得した」を○で囲んでください。
- 3 高知県税条例第75条の2第3項又は第83条第2項の既存住宅に該当する場合は、次の書類を添えてください。
- なお、(3)の書類は、3欄のウに該当するときのみ添えてください。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません。
- (1) 住宅について交付を受けた租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第42条第1項の証明書の写し（使用済証の写し）又は住民票の写し
- (2) 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第37条の18第1号に該当する住宅であることを証明することができる書類（固定資産課税台帳の写し等）
- (3) 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得前2年間に証明されたもの（住宅の取得後に証明されたものを添えることはできません。）
- 4 取得した住宅が認定長期優良住宅である場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び認定申請書の副本の写し又は変更認定通知書の写し及び変更認定申請書の副本の写しを添えてください。
- 5 取得した住宅がサービス付き高齢者向け住宅である場合は、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録通知書の写し及び登録申請書の副本の写し（登録事項の変更を届け出た場合にあつては、変更届出書の写しを含みます。）を添えてください。

第69号様式（第45条関係）

市町村
受付印

県
受付印

様

県
税務所長

次のとおり不動産を取得しましたので、高知県税条例第80条第1項の規定により申告します。

		年 月 日		④					
		住所（所在地） 氏名（名称） 電話番号							
土地	取得した土地の所在地	地番	地目	地積	取得価額	取得年月日	登記年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名	取得の方法
	取得した家屋の所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	取得価額	取得年月日	前所有者（工事の施工者）の住所及び氏名	取得の方法
概要	建築着工年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	土地及び家屋の用途及び取得の理由	建築しゅん工年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
備考	1 住宅を新築した日	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	6年以内	7年以内	8年以内
	2 この土地を取得した日	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	6年以内	7年以内	8年以内
				認定長期優良住宅の該当の有無（新築の場合のみ）		サービス付き高齢者向け住宅の該当の有無（新築の場合のみ）		住宅部分以外の用途	
				m ²		m ²		m ²	
				円		円		円	
				m ²		m ²		m ²	
				m ²		m ²		m ²	

- 注 1 「取得の方法」欄、「認定長期優良住宅の該当の有無」欄及び「サービス付き高齢者向け住宅の該当の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 取得した家屋が認定長期優良住宅である場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び認定申請書の副本の写し又は変更認定通知書の写し及び変更認定申請書の副本の写しを添えてください。
- 3 取得した家屋がサービス付き高齢者向け住宅である場合は、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録通知書の写し及び登録申請書の副本の写し（登録事項の変更を届け出た場合にあつては、変更届出書の写しを含みます。）を添えてください。

別記第69号様式の4を次のように改める。

第69号様式の4（第45条関係）

不動産（家屋）取得申告書兼住宅取得に係る特例規定適用申告書

年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号

下記のとおり不動産（家屋）を取得しましたので、高知県税条例第80条の規定により申告します。

記

1 取得した家屋 (整理番号 号)

【1棟目】

1 所在及び地番	
2 取得の方法	新築・増築・改築・売買（建売住宅）
3 共有者の氏名及び持分	
4 床面積	m ² （うち住宅部分 m ² ）
5 新築年月日	年 月 日
6 取得年月日	年 月 日
7 売買契約等の相手方の住所及び氏名	
8 構造	
9 用途	
10 用途が店舗の場合は、店舗の種類	
11 認定長期優良住宅の該当の有無	有 ・ 無
12 サービス付き高齢者向け住宅の該当の有無	有 ・ 無

【2棟目】

1 所在及び地番	
2 取得の方法	新築・増築・改築・売買（建売住宅）
3 共有者の氏名及び持分	
4 床面積	m ² （うち住宅部分 m ² ）
5 新築年月日	年 月 日
6 取得年月日	年 月 日
7 売買契約等の相手方の住所及び氏名	
8 構造	
9 用途	
10 用途が店舗の場合は、店舗の種類	
11 認定長期優良住宅の該当の有無	有 ・ 無
12 サービス付き高齢者向け住宅の該当の有無	有 ・ 無

【3棟目】

1 所在及び地番	
2 取得の方法	新築・増築・改築・売買（建売住宅）
3 共有者の氏名及び持分	
4 床面積	m ² （うち住宅部分 m ² ）
5 新築年月日	年 月 日
6 取得年月日	年 月 日
7 売買契約等の相手方の住所及び氏名	
8 構造	
9 用途	
10 用途が店舗の場合は、店舗の種類	
11 認定長期優良住宅の該当の有無	有 ・ 無
12 サービス付き高齢者向け住宅の該当の有無	有 ・ 無

2 不動産取得税の課税標準の特例（該当するものの□に/印を付けてください。）

(1) 公共事業に伴う代替不動産の取得に伴う控除

ア 事業名：□区画整理事業（ ） □その他（ ）

イ 契約等年月日： 年 月 日

(2) 火災等による代替不動産の取得に伴う減免

□火災（保険会社名）（受取保険金額 円）

□天災（災害名）

備考 この様式は、市町村から高知県税条例第82条の規定による固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知があった家屋について使用する。

別記第73号様式の2を次のように改める。

第73号様式の2（第48条関係）



年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）

氏名（名称） ⑩

電話番号

住宅用土地取得に係る不動産取得税減額申請書

高知県税条例第83条第 項の規定により住宅用土地の取得に係る不動産取得税の減額を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 取得した不動産の概要

不動産の所在地							
土地	地番		家屋	家屋番号		床面積	m ²
	地目			種類		(住宅の床面積)	(m ²)
	地積	m ²		構造		住宅の取得価額	円
課税番号				課税標準額	円	税額	円

2 不動産取得税の減額の根拠となる規定

高知県税条例第83条第 項第 号

3 住宅用土地に該当する事由

土地の取得年月日	住宅の新築年月日	住宅の取得年月日	住宅の種類
年 月 日	年 月 日	年 月 日	専用住宅・併用住宅・共同住宅 ・サービス付き高齢者向け住宅

4 高知県税条例第83条第2項第1号の既存住宅等に該当する事由

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

(裏面)

注 1 次の書類を添えてください。

(1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合

住宅を新築したことを証明することができる書類（建築基準法（昭和25年法律第201号）による検査済証の写し、建物表示登記申請書の写し、登記事項証明書等）

(2) 高知県税条例第83条第2項第1号に該当する場合（ウの書類は、4欄のウに該当するときのみ添えてください。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません。）

ア 住宅について交付を受けた租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第42条第1項の証明書の写し（使用済証の写し）又は住民票の写し

イ 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第37条の18第1号に該当する住宅であることを証明することができる書類（固定資産課税台帳の写し等）

ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得前2年間に証明されたもの（住宅の取得後に証明されたものを添えることはできません。）

2 ※印欄は、記入しないでください。

※減額する額（H）の算出根拠

土地価格	円：(A)
土地1平方メートル当たりの価格	円：(B)
住宅1戸（共同住宅等は、居住用の1区画）の床面積の2倍	m ² ×2：(C)
(C)が200m ² 以下の場合、その数値	(D)
(C)が200m ² を超える場合は、200	
(B)×(D)	円：(E)
(A)が150万円以下の場合、その価格	円：(F)
(A)が150万円を超える場合は、(E)又は150万円のいずれか高い方	
税率	3/100：(G)
(F)×(G)	円：(H)

別記第75号様式の4を次のように改める。

第75号様式の4（第49条関係）

受付印

県税事務所長 様

年 月 日

所在地
名称

⑩

再開発会社の建築施設の部分等の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書

高知県税条例第86条の4第2項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたもので、次のとおり申告します。

取得した不動産の表示										摘要	
土地					家屋						
所在	地番	地目	地積	所在	地番	家屋番号	種類	構造	床面積 1階 1階以外 計		
不動産の取得年月日			建築工事の完了の公告又は公共施設の整備に關する工事の完了の公告の予定年月日	譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体の住所又は所在地及び氏名又は名称						譲渡予定年月日	

注 1 この申告書は、この申告書に記入している不動産について、不動産取得申告書を提出すること又は公共施設の整備に關する工事の完了の公告の日が翌日に国若しくは地方公共団体が公共施設の用に供する不動産を取得することを証明する書類を添えてください。

2 建築工事の完了の公告があった日の翌日に譲受け予定者が建築施設の部分を取得すること又は公共施設の整備に關する工事の完了の公告の日が翌日に国若しくは地方公共団体が公共施設の用に供する不動産を取得することを証明する書類を添えてください。

別記第75号様式の4の2から別記第75号様式の4の4までを削る。
別記第75号様式の5及び別記第75号様式の6を次のように改める。

第75号様式の5（第49条関係）

年 月 日

(受付印)

県税事務所長 様

所在地
名 称 ㊟

農地保有合理化法人等の農地の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書

高知県税条例第87条第2項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。

取得した土地の表示				
所在	地番	地目	地積	摘要
土地の取得年月日	年 月 日	売渡し、交換又は現物出資の予定年月日	年 月 日	

- 注 1 この申告書は、この申告書に記入している土地について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。
- 2 この申告書に記入している土地を売り渡し、交換し、又は現物出資することを証明する書類（事業計画書の写し等）を添えてください。

第75号様式の6（第49条関係）

年 月 日

(受付印)

県税事務所長 様

所在地
名 称 ㊟

土地改良区の換地の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書

高知県税条例第88条第2項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。

取得した土地の表示				
所在	地番	地目	地積	摘要
土地の取得年月日	年 月 日	譲渡予定年月日	年 月 日	

- 注 1 この申告書は、この申告書に記入している土地について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。
- 2 この申告書に記入している土地を取得の日から2年以内に譲渡することを証明する書類を添えてください。

別記第75号様式の7から別記第75号様式の9までを削る。
別記第78号様式の2を次のように改める。

第78号様式の2（第50条関係）



年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）
氏名（名称） ㊞
電話番号

住宅用土地取得に係る不動産取得税還付申請書

先に納付しました不動産取得税について、高知県税条例第86条第1項の規定により住宅用土地の取得に係る不動産取得税の還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 還付を受けようとする金額

円

2 既納付額

課税標準額	円	税額	円
課税番号		納付年月日	年 月 日

3 取得した不動産の概要

不動産の所在地							
土地	地番		家屋	家屋番号		床面積	m ²
	地目			種類		(住宅の床面積)	(m ²)
	地積	m ²		構造		住宅の取得価額	円

4 不動産取得税の還付の根拠となる規定

高知県税条例第83条第 項第 号

5 住宅用土地に該当する事由

土地の取得年月日	住宅の新築年月日	住宅の取得年月日	住宅の種類
年 月 日	年 月 日	年 月 日	専用住宅・併用住宅・共同住宅 ・サービス付き高齢者向け住宅

6 高知県税条例第83条第2項第1号の既存住宅等に該当する事由

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

7 還付金の振込先

金融機関名	預金種別	口座番号
口座名義（フリガナ）		

(裏面)

注 1 次の書類を添えてください。

(1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合

住宅を新築したことを証明することができる書類（建築基準法（昭和25年法律第201号）による検査済証の写し、建物表示登記申請書の写し、登記事項証明書等）

(2) 高知県税条例第83条第2項第1号に該当する場合（ウの書類は、6欄のウに該当するときにのみ添えてください。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません。）

ア 住宅について交付を受けた租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第42条第1項の証明書の写し（使用済証の写し）又は住民票の写し

イ 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第37条の18第1号に該当する住宅であることを証明することができる書類（固定資産課税台帳の写し等）

ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類（建築士等による耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し等）で、住宅の取得前2年間に証明されたもの（住宅の取得後に証明されたものを添えることはできません。）

2 ※印欄は、記入しないでください。

※還付する額（H）の算出根拠

土地価格	円：(A)
土地1平方メートル当たりの価格	円：(B)
住宅1戸（共同住宅等は、居住用の1区画）の床面積の2倍	m ² ×2：(C)
(C)が200m ² 以下の場合は、その数値	(D)
(C)が200m ² を超える場合は、200	
(B)×(D)	円：(E)
(A)が150万円以下の場合は、その価格	円：(F)
(A)が150万円を超える場合は、(E)又は150万円のいずれか高い方	
税率	3/100：(G)
(F)×(G)	円：(H)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第68号様式の2、別記第69号様式、別記第69号様式の4、別記第73号様式の2及び別記第78号様式の2の改正規定は平成23年10月20日から、第89条第1項及び第91条第1号の改正規定は平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県税規則別記第5号様式の1から別記第5号様式の2まで、別記第68号様式の2、別記第69号様式、別記第69号様式の4、別記第73号様式の2及び別記第78号様式の2は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。